

令和8年6月18日

分任契約担当官
陸上自衛隊那覇駐屯地
第430会計隊長 岩瀬 淳司

第430会計隊におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備 考
112	食器洗浄機SD 113 SK 2016製 修理	白川分屯地	8.8.31	8.6.18	8.6.23 0900	8.6.23 0900	無	

- 4 内訳書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒901-0192
沖縄県那覇市鏡水679
陸上自衛隊那覇駐屯地第430会計隊 契約班 担当：奥
TEL 098-857-1155（内線2404） FAX 098-857-1167（専用線）

見 積 依 頼 書

分任契約担当官
陸上自衛隊那覇駐屯地
第430会計隊長 岩瀬 淳司

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6S7Y1BS00270		6SXC1A24013 0001								
品名 または 件名										
食器洗浄機 S D 1 1 3 S K 2 0 1 6 製 修理										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
白川分屯地				白川分屯地 給食班						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
白川分屯地 給食班				令和8年8月31日（月）						

- 2 契約条項を示す場所
陸上自衛隊那覇駐屯地第430会計隊契約班
- 3 説明会及び提出の日時場所
説明会日時場所：
提出日時場所：令和8年6月23日（火）9時00分 第430会計隊契約班
- 4 決定方式及び契約方式
決定方式：総品目総額 契約方式：随意契約
- 5 注意事項
（実施要領）
陸上自衛隊那覇駐屯地オープンカウンター方式実施要項による。
見積書・市場価格調査書提出はFAXでお願いします。
- 6 実施要項及び件名リストの掲示場所
陸上自衛隊西部方面隊ホームページ(<https://www.mod.jp/gsdf/wae>)
- 7 参加資格
「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 8 違約金
落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし
落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100
分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- 9 問い合わせ先
〒901-0192 沖縄県那覇市鏡水679番地
陸上自衛隊那覇駐屯地 第430会計隊 契約班 担 当：奥
TEL 098-857-1155（内線2404）
FAX 098-857-1167（直通）
- 10 仕様に関する問い合わせ先
陸上自衛隊那覇駐屯地 業務隊補給科 担 当：富島
TEL 098-857-1155（内線2489）
FAX 098-857-1167（直通）

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

調達要求番号	6 S X C 1 A 2 4 0 1 3	仕様書番号	
件 名	食器洗浄機修理 (SD 113 SK 2016製)	作成年月日	令和 8 年 6 月 1 1 日
		作成部隊等名	那覇駐屯地業務隊補給科
		作成者	富島 2 曹

- 1 総則
- この仕様書は、陸上自衛隊白川分屯地、那覇駐屯地業務隊白川派遣隊における食器洗浄機修理（SD 113 SK 2016製）について規定する。
- 2 一般的事項
- 本仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。
- 3 修理に関する要求事項
- (1) スチームブースター B S 54 単相200V 交換

(2) 機械送料

(3) 諸経費

(4) 上記に示す以外の必要作業の実施
- 4 品質保証
- (1) 検査:修理完成時、受領検査をする。

(2) 納品:納期以内に修理を完成する。
- 5 その他指示
- (1) 破損・保証等

ア 破損・欠落は、納品受領までは業者側の責任とする。

イ 尚、同じ箇所の修理後の保障は6ヶ月とする。

(2) 引渡

品質・数量等の確認が容易に実施できるようにする。

(3) 調整

細部については自衛隊側と調整する。